

市民参画及び協働によるまちづくり条例 ワークシート 【地域自治協議会】

資料 1

| 検討課題 | 参考 条例 (別添参照) | 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (案) (加筆修正) | 条例可否 | 規則 | 破棄 | 理由 文言修正等 |
|--|--|--|------|----|----|----------|
| 地域自治協議会 条文記載なし ※定義付け ※活動内容 ※財政支援 ※認可条件 等 地域自治組織の 検討に関する 中間報告書 平成 26 年 2 月 奈良市 自治連合会 (別添参照) | <p>伊賀市自治基本条例</p> <p>第 2 節 住民自治協議会 (住民自治協議会の定義・要件)</p> <p>第 24 条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などととも、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。(略 別添参照)</p> <p>丹波市自治基本条例 (住民自治組織)</p> <p>第 12 条 市民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、概ね小学校区を単位とする地域内において、多様な主体で構成される住民自治組織(以下「自治協議会」といいます。)を設置することができます。(略 別添参照)</p> | <p>第 2 条 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>(7)市民公益活動団体 地域自治組織(自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。)、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。</p> <p>(8)地域自治協議会 <u>共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校及びその他の団体を構成員とし、地域一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。</u></p> | 条例可否 | 規則 | 破棄 | 理由 文言修正等 |
| 条例可否 | 規則 | 破棄 | | | | |

市民参画及び協働によるまちづくり条例 ワークシート 【地域自治協議会】

資料 1

| 検討課題 | 参考 条例 (別添参照) | 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (案) (加筆修正) | 条例 可否 | 規則 | 破棄 | 理由 文言修正等 |
|------|--|--|----------|----|----|-------------|
| | <p>西脇市 自治基本条例</p> <p>第6章 地域自治組織等 (地域自治協議会)</p> <p>第14条 市民は、地域の特性を生かした自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織(以下「地域自治協議会」といいます。)を一に限り設立することができます。(略 別添参照)</p> | <p>【新設】</p> <p>第〇〇条 <u>(地域自治協議会)</u> <u>市民は、地域の課題解決を図り、地域一体となって住みよい地域をつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。</u> <u>2 地域自治協議会は、当該地区のすべての市民に開かれたものとし、民主的に地域における地域づくりを進めるものとする。</u> <u>3 地域自治協議会は、当該地区の市民の意見を集約したうえで、地域づくりの目標や活動方針等を定めた地域自治計画に基づき、地域づくりを進めるものとする。</u> <u>4 市は、地域自治協議会が進める地域づくりに対して、必要な支援を行うものとする。</u> <u>5 市は、地域自治協議会との協議により、市が行っている事務事業の一部を地域自治協議会に委ねることができる。</u></p> | | | | |

| 検討課題 | 参考 条例 (別添参照) | 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (案) (加筆修正) | 条例 可否 | 規則 | 破棄 | 理由 文言修正等 |
|------------------|--|---|----------|----|----|-------------|
| 市民提案制度 ※NPO政策 | <p data-bbox="338 316 680 352"><u>三田市まちづくり基本条例</u></p> <p data-bbox="338 368 472 405">(協働提案)</p> <p data-bbox="338 421 896 544">第 22 条 市長等は、市民からの協働提案を積極的に取り上げ、活用するための仕組みをつくりまします。(略 別添参照)</p> <p data-bbox="338 608 734 644"><u>大分市まちづくり自治基本条例</u></p> <p data-bbox="338 660 472 697">(市民提案)</p> <p data-bbox="338 713 896 836">第 24 条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。(略 別添参照)</p> <p data-bbox="338 900 763 936"><u>近江八幡市協働のまちづくり条例</u></p> <p data-bbox="338 952 528 989">(市民提案制度)</p> <p data-bbox="338 1005 896 1217">第 23 条 市は、市民との協働によるまちづくり又は市政運営に市民の意見等を反映させることを目的として、市民が意見又は提言を市長に提出し、それに対し市の考え方を公表する制度を設けなければなりません。</p> | <p data-bbox="922 323 1146 360"><u>(市民提案制度)</u></p> <p data-bbox="922 376 1556 595">第.....条 市は、市民との市民参画及び協働によるまちづくり又は市政運営に市民の意見等を反映させることを目的として、市民が意見又は提言を市長に提出し、それに対し市の考え方を公表する制度を設けるものとする。</p> | | | | |

| 検討課題 | 参考 条例 (別添参照) | 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (案) (加筆修正) | 条例可否 | 規則 | 破棄 | 理由 文言修正等 |
|------------------------|---|---|------|----|----|----------|
| 市民公益活動団体の登録等 ※NPO政策 | <p>横須賀市市民協働推進条例 (登録制) 第 10 条 前条の参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。この場合において、当該市民公益活動団体には、代表者を含め役員を 3 人以上置くものとする。 (略 別添参照)</p> <p>犬山市市民活動の支援に関する条例 第 2 章 市民活動団体の登録 (登録) 第 10 条 市民活動団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、登録しなければならない。(略 別添参照)</p> <p>箕面市非営利公益市民活動促進条例 (非営利公益市民活動団体の登録等) 第十条 非営利公益市民活動団体は、前条の参入機会を得ようとする場合は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、非営利公益市民活動団体の登録を受けなけれ</p> | <p>(市民公益活動団体の登録等)</p> <p>第.....条 市民公益活動団体は、前条の参入機会を得ようとする場合は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、市民公益活動団体の登録を受けなければならない。この場合においては、当該市民公益活動団体には、代表者を含め役員を○人以上置くものとする。</p> <p>(1) 規約又は会則 (以下「規約等」という。)</p> <p>(2) 役員名簿</p> <p>(3) 会員名簿</p> <p>2 前項第 1 号の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>(2) 団体の名称</p> <p>(3) 市民公益活動の内容 (その活動に係る事業の内容を含む。)</p> <p>(4) 事務所又は活動の拠点の所在地</p> <p>(5) 役員及び会員に関する事項</p> <p>(6) 会計に関する事項</p> <p>(7) その他団体の運営に関する事項</p> <p>3 市長は第 1 項の申請が市民公益活動団体の要件に適合すると認めるときは、当該団体を登録し、その申請の内容について公開するものとする。</p> <p>4 前項の規定により登録された市民公益活動団</p> | | | | |

| 検討課題 | 参考 条例 (別添参照) | 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (案) (加筆修正) | 条例 可否 | 規則 | 破棄 | 理由 文言修正等 |
|------|----------------|---|----------|----|----|-------------|
| | ばならない。(略 別添参照) | <p>体は、申請者又は添付書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>5 市長は第3項の規定により登録された市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。</p> <p>(1) 第2条第6項ただし書きに規定する活動を行ったとき。</p> <p>(2) 第1項の申請又は前項の届出に関し虚偽の事実があったとき。</p> <p>(3) 第1項後段に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。</p> | | | | |

市民参画及び協働によるまちづくり条例 ワークシート 【基金運用】

| 検討課題 | 参考 条例 (別添参照) | 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (案) (加筆修正) | 条例 可否 | 規則 | 破棄 | 理由 文言修正等 |
|----------------|--|-------------------------------------|----------|----|----|-------------|
| 基金運用 ※NPO政策 | <p>奈良市市民参画及び協働によるまちづくり 基金条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(平成21年奈良市条例第34号。以下「まちづくり条例」という。)第19条の規定による奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金(以下「基金」という。)の管理及び処分に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) まちづくり条例第2条第6号に規定する市民公益活動の推進のための寄附金</p> <p>(2) 奈良市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとす</p> | | | | | |

市民参画及び協働によるまちづくり条例 ワークシート 【基金運用】

| 検討課題 | 参考 条例 (別添参照) | 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (案) (加筆修正) | 条例 可否 | 規則 | 破棄 | 理由 文言修正等 |
|------|--|-------------------------------------|----------|----|----|-------------|
| | <p>る。</p> <p>(繰替運用等)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>2 前項の規定により基金を処分する場合には、まちづくり条例第20条に規定する奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> | | | | | |

| 検討課題 | 参考 条例 (別添参照) | 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (案) (加筆修正) | 条例可否 | 規則 | 破棄 | 理由 文言修正等 |
|-----------------------|---|---|------|----|----|----------|
| <p>説明責任 第三者評価</p> | <p><u>横浜市市民協働条例</u> (事業評価) 第 15 条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後（当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後）に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。</p> <p><u>岡山市協働のまちづくり条例</u> 特定非営利公益事業及び団体の活動状況等に係る報告 第 16 条 特定非営利公益活動団体は、特定非営利公益事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するほか、当該事業への支援が行われている間、毎年度当該団体の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>豊中市市民公益活動推進条例 (評価) 第 14 条 市長は、毎年度、市民公益活動の推進に関する施策の実施状況を委員会に報告しなければならない。</p> | <p><u>(説明責任)</u> 第 21 条 <u>登録された市民公益活動団体は、市民公益活動事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するほか、当該事業への支援が行われている間、毎年度当該団体の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。</u> 2 <u>市長は前項の報告を受けたときはその内容を公開しなければならない。</u></p> | | | | |